

# 東保育所 重要事項の概要

## 1 保育園の概要

名称	延岡市立東保育所
種別	児童福祉法第39条1項に規定する保育所(認可保育所)
施設所在地	〒882-0856 延岡市出北1丁目10番7号
管理者氏名	所長 矢野 美恵
開設年月日	昭和38年4月1日
連絡先	電話番号：0982-32-5657 FAX番号：上記電話番号と同じ
実施事業	*児童福祉法第24条第1項の規定による保育 *特別保育事業及びその他関連事業 ・障がい児保育・一時預かり保育・園庭開放
利用定員	定員60名(3号認定 30名 2号認定 30名)

## 2 設置者の概要

名称	延岡市
種別	認可保育所(公立)
所在地	〒882-0813 延岡市東本小路2番地1
代表者名	市長 読谷山 洋司
連絡先	0982-34-2111
設立年月日	1933年(昭和8年)

## 3 職員体制について

職名	常勤	非常勤	職務	備考
所長	1名	—	施設の業務を総括し、資質向上を図る	
専任主任	1名	—	施設全体を把握しスムーズな施設運営を図る	
保育士	16名	—	保育計画を立案し充実した活動ができるよう保育を行う	
調理師	2名	—	献立に基づく調理業務及び衛生管理を行う	
嘱託医	—	1名	園児の心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談指導を行う	共立病院
嘱託歯科医	—	1名		高濱歯科医院
嘱託眼科医	—	1名		萩原眼科
その他	1名		保育環境整備・清掃を行う	

\* 開所時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

\* 上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

#### 4 保育所の目的及び運営方針等

目的	児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて、保育を必要とする乳児及び幼児のために最善の利益を考慮した保育を行い、子どもの人権を尊重し、家庭と力を合わせて健やかな育ちを支援する。
運営及び保育方針等	<p>〈保育理念〉</p> <p>○一人ひとりの子どもの最善の利益を守り、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を保証する。</p> <p>〈保育方針〉</p> <p>○養護と教育を一体として、豊かな人間性を持った子どもを育成する</p> <p>○子どもが自己を十分に発揮できるような環境を用意し、健全な心身の発達を図る。</p> <p>○家庭や地域社会との連携を図り、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。</p> <p>〈めざす子ども像〉</p> <p>○明るく元気な子ども</p> <p>○みんなと仲よくあそぶ子ども</p> <p>○優しく素直な子ども</p> <p>○心豊かに表現する子ども</p>

#### 5 保育所の開所日、開所時間、保育時間(保育の必要量の区分)及び休所日

##### (1) 開所日、開所時間及び保育時間(保育の必要量の区分)

\* 月曜日から土曜日まで

\* 午前7時30分から午後6時まで

保育標準時間認定	1日あたり原則8時間、最長11時間(フルタイム就労を想定)
保育短時間認定	1日あたり最長8時間(パートタイム就労を想定) 基本期間(8時から16時)

\* 保育必要量は、「最長で保育所を利用できる時間」です。保育の必要量とお子さんの保育時間は異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

##### (2) 休所日

\* 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

\* 年末年始 12月29日から1月3日まで

※非常災害(地震や台風等)又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育所を休所することがあります。

## 6 緊急時等における対応方法

対応方法	<p>* 児童に体調の急変が生じた場合にその他必要な場合は、速やかに入所児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の措置を講じます。</p> <p>* 保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。</p>	
	管轄	所在地及び連絡先
救急・消防	延岡消防署	延岡市野地町5丁目2761 0982-22-7105
警察	延岡警察署	延岡市愛宕町3丁目143-2 0982-22-0110
嘱託医	共立病院 (医師：日高文郎)	延岡市山月町5丁目5679-1 0982-33-3268
嘱託歯科医	高濱歯科医院 (医師：高濱義秀)	延岡市新町7-3 0982-21-2359
嘱託眼科医	萩原眼科 (医師：萩原理)	延岡市愛宕町2丁目1-7 0982-32-5114

## 7 非常災害対策

防犯設備	110番(非常通報装置) 警備保障
防災設備	消火器 自動火災報知機 誘導灯 避難器具
消防計画届出年月日	延岡消防署 令和3年5月13日 届出済
防火管理者	所長 矢野 美恵
定期訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難訓練(火災・風水害・地震・津波)：毎月1回以上実施</li> <li>・ 引き渡し訓練：毎年1回実施</li> </ul>
災害発生時の対応等	保護者の引き取りのあるまでの間(開所時間外を含む)、引き続き児童を保護します。
災害時安否情報メール	<p>災害時において、安否情報をコドモンお知らせ配信で行います。安否情報は、災害時に避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信いたします。</p> <p>災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。</p>
避難場所	延岡中学校

## 8 虐待防止等の措置について

体制整備	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修のその他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育所には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

## 9 第三者委員会による苦情解決

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育所利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。

〈苦情解決の流れ〉

- \* 保育所の窓口で受付担当者に申し出る場合と、こども保育課受付担当者に直接申し出る場合（いずれも口頭又は文書）の二通りあります。
- \* 第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に立ち会っていただくこともできます。
- \* この仕組みで解決できないご意見やご要望は、宮崎県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることもできます。

### ①保育所

受付担当者	小谷 優子(役職：東保育所 専任主任)
解決責任者	矢野 美恵(役職：東保育所 所長)
連絡先	0982-32-5657

### ②第三者委員

氏名	高田 謙二(恒富西地区 民生委員)
氏名	津田 貞子(恒富東地区 主任児童委員)
氏名	山下 洋子(恒富西地区 主任児童委員)

### ③市の相談・苦情受付窓口

部署名	延岡市健康福祉部こども保育課保育係
連絡先	0982-22-7017

## 10 賠償責任保険等の加入

### 【損害賠償責任保険】

施設管理や施設業務などに起因する対人・対物事故による法律上の賠償責任を保証する保険に加入しています。

【身体賠償】1名につき1億5千万円 1事件につき15億円 【財物賠償】2,000万円

### 【日本スポーツ振興センターの災害共済給付について】

保育所では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え年額掛金365円(保護者等負担額240円 延岡市負担額 125円)で園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。

保育所で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のけがなど保育所の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

## 11 その他

### (1) 住所、勤務先等家庭の状況に変更がある場合

家庭の状況(住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動、支給認定証の記載事項の変更等)に変更があった場合には、変更届の提出が必要となります。必ず担任、事務所に連絡してください。

### (2) 個人情報及び肖像権使用についての承諾について

- \* 個人情報の取り扱いについて

- ・延岡市個人情報保護条例に基づいて取り扱っています。保育を実施するにあたり知り得た家族状況等の個人情報が、流失しないように十分注意しています。
- \* 個人の肖像権について
  - ・誕生月に玄関に写真、名前を貼り出しています。
  - ・行事、保育の様子をお知らせするために写真を撮って、コドモンお知らせ配信でお伝えしています。
  - ・行事等で外部メディア(新聞、ニュース)の取材を受けることがあります。
- \* 上記の案件(個人情報・肖像権)につきまして保護者に承諾を頂いております。
- \* 防犯カメラについて
  - ・セキュリティの向上と子どもたちが安心して過ごし成長できる環境を維持するために防犯カメラを設置しております。
  - ・防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いについては、延岡市個人情報保護条例及び延岡市情報公開条例の規定に基づき、適切に対応いたします。